

自然科学研究機構基礎生物学研究所知的財産委員会規則

平成16年4月1日
基研規則第11号

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職務発明等規程（平成16年自機規程第12号）第11条第2項の規定に基づき、自然科学研究機構基礎生物学研究所知的財産委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 自然科学研究機構基礎生物学研究所（当該研究所が密接な連携及び協力を図る岡崎共通研究施設及び生命創成探求センターの研究教育職員を含む。以下「研究所」という。）における知的財産の創出、取得、管理及び活用を戦略的に実施するとともに、知的財産の一元的な管理及び活用を行うことにより、研究所における教育研究活動の活性化を図り、先端科学分野の進展に資することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究所長が指名した研究教育職員 1名
- 二 研究所の研究教育職員 若干名
- 三 技術課長
- 四 財務課長
- 五 國際研究協力課長
- 六 知的財産及び産学連携マネージメントできる者で、研究所長が委嘱した者 若干名
- 七 その他研究所長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第2号及び第6号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 知的財産戦略の企画、立案、推進に関すること。
- 二 知的財産の創出、権利化、管理、活用に関すること。
- 三 産学官連携の企画、立案、推進に関すること。
- 四 技術移転の仕組みに関すること。
- 五 その他知的財産及び産学官連携に関し必要な事項

(定足数)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。

2 国外出張者、休職者及び長期の休暇を承認された者は、前項の定足数の基礎となる数に参入しない。
3 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、岡崎統合事務センター国際研究協力課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。